

パブリックコメント実施結果の公表

阿賀野市の市立病院と地域医療を守り育てる条例（案）についての 市民からの提出意見とその意見に対する市議会の考え方

●募集結果

- 【担当課】 議会事務局
【意見募集期間】 平成27年7月22日から平成27年8月11日まで
【意見提出者数】 2人
【提出方法】 持ち込み（2）
【意見数内訳】 5件（項目）

●市民からの提出意見とその意見に対する市議会の考え方

番号	提出された意見	意見に対する市議会の考え方
1	<p>前文の「良質かつ適切な医療を受けることができる体制」、第1条の「良好な地域医療体制のもとで」、第2条の「地域の実情に合った良好な地域医療体制」とは、それぞれどんな体制のことか。また、この条例を推進するには、これらの体制が整ってからのことなのか。</p>	<p>ご質問の「体制」につきましては、いずれも、「市民が生活している中で、病気になったりけがをして治療や療養が必要となったときに、医療機関で受診して治療を受けられ、療養できること、そして、その病気やけがが回復して、日常生活に復帰することができるようにする地域医療体制」を考えています。</p> <p>私たちを取り巻く医療環境は、課題が山積してありますが、そのような中でも、現状を進展させて「地域医療体制」を構築し、将来的にも維持し続けていくために、医療機関や市・議会の取り組みと介護、福祉、保健関係者との連携や協力、そして、市民の皆さんからのご支援・ご協力が不可欠であると考えています。</p> <p>現状を進展させて地域医療体制を構築、維持していけるよう、このたび条例を制定するものです。</p>

番号	提出された意見	意見に対する市議会の考え方
2	<p>議会は、市内に存在する医療資源を最大限活用できる政策の整備を図ることではないか。</p>	<p>ご意見のとおりであると考えています。議会は、この条例が目指す「地域医療体制」の構築、維持に向けて、情報を積極的に公開し、また、他の先進自治体の成功例を調査、研究しながら市に政策提言を行い、市と一緒に取り組んでいく考えです。</p>
3	<p>この条例を推進するために、目標値を定めた実行計画書を作成することは考えていないのか。</p>	<p>ご意見については、もっともであると考えますが、医療機関や市・議会だけの取り組みだけでは、非常に実現が難しい課題が多く存在することから、現時点において「目標値を定めた実行計画書を作成する」ことは、困難であると考えています。</p>
4	<p>理念条例の趣旨に合わせて、語調をやわらかくしてほしい(全体的に強い文体なので)。 努める。 →努めます。 公開する。 →公開します。 有する。 →有します。</p>	<p>慎重に検討した結果、前文をご意見のように変更しました。</p> <p style="text-align: right;">【前文を変更しました】</p>
5	<p>第3条に第7条を加えて、見出しを「市の基本的役割」としたらどうですか。また、条文を整理してほしい。</p>	<p>第3条、第4条、第5条、第6条において、市、議会、市民、医療機関の四者それぞれの役割を明記すること、そして、第7条では、この条例がめざす地域医療の推進に重要な権限と予算を行使できる市が、具体的にやるべきこと(施策)を明記しているものです。</p> <p>あらためて慎重に検討し、条文についてもできるだけ、わかりやくなるよう整理しました。</p> <p style="text-align: right;">【条文を一部変更しました】</p>

※ 貴重なご意見ありがとうございました。

阿賀野市の市立病院と地域医療を守り育てる条例（案）

平成27年 月 日
条例第 号

わたしたちが、生涯を通して住み慣れた地域で安心して生活していくためには、必要なときに、必要な医療、介護、福祉及び保健サービスを利用できることが重要です。そのためには、市民が安心できる地域医療を守り育てることが不可欠となっています。

本市では、医療機関を中心とした介護、福祉及び保健関係者が連携した地域包括ケアシステムの構築を進めています。今後、この地域医療体制を推進していくためには、より一層の取組が必要とされます。

ここに、将来にわたって市民が良質かつ適切な医療を受けることができる体制を確保するとともに、市民の健康寿命の延伸を図るため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市の地域医療を守り育て、良好な地域医療体制のもとで市民の健康寿命の延伸を図るための基本理念を表すとともに、市・議会、市民及び医療機関が果たすべき役割等について定めることにより、将来にわたって市民が安心して医療を受けることができる体制を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 地域医療は、市民が安心して生活していく上で欠かすことのできないものであることに鑑み、地域の実情に合った良好な地域医療体制を構築するため、市、市民及び医療機関が一体となり、地域全体で守り育てなければならない。

2 市民の健康寿命の延伸は、良好な地域医療体制のもと、市民自らの健康の維持増進のための努力を基礎として、医療、福祉及び保健の連携により図られなければならない。

（市の役割）

第3条 市は、基本理念に基づき、社会状況の変化に的確に対応し、市民が安心して暮らすことができる地域医療体制を構築しなければならない。

2 市は、基本理念に基づき、医療機関と介護、福祉及び保健関係者が切れ目のない連携ができるよう必要な施策を講じなければならない。

3 市は、国、県及び関係機関と連携して、基本理念に沿った施策を推進しなければならない。

4 前項に定めるもののほか、市は、市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを

推進するための施策を総合的に実施する。

(議会の役割)

第4条 議会は、地域医療、介護及び福祉等に関する情報を積極的に公開する。

2 議会は、地域医療、介護及び福祉等に関する調査、研究及び提言に努める。

(市民の役割)

第5条 市民は、自己の健康に関心を持ち、良質な食生活、十分な睡眠及び休養、適度な運動等、健康な生活習慣を身に付けるとともに、自己の心身の状況に適した健康づくりを継続して行うよう努める。

2 市民は、健康診査及び検診を積極的に受診することにより、疾病の予防、早期発見及び早期治療に努める。

3 市民は、地域医療を確保するため、自己の病状に応じた適切な医療機関等を選択するよう心掛けるとともに、診療所及び病院の診療時間内に受診するよう努める。

(医療機関の役割)

第6条 医療機関は、基本理念に基づき、新潟県及び市とともに地域医療体制の充実を図り、医療機関相互の機能の分担及び業務の連携に努める。

(市の基本的施策等)

第7条 地域医療を守る市の基本的施策は、次のとおりとする。

(1) 地域の実情に合った、救急医療体制の整備に努める。

(2) 県、関係大学、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関及び市民団体等との連携を図り、医師及び医療従事者の確保に努める。

(3) 市民に対する適正な受診の推進に関する啓発及び地域医療に関する情報の積極的な提供に努める。

2 前項に定めるもののほか、市は、健康増進のための施策の充実並びに市民及び市民団体等が行う取組の支援等の総合的な施策の実施に努める。

3 市長は、前2項に規定する基本的施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。